

1. 事故発生の日時 平成30年9月20日(木) 10時05分頃

2. 事故発生の場所 北山村

3. 事故発生場所の工事名、工期

工事名：砂防工事

工期：平成30年7月11日～平成30年12月25日

4. 請負業者名 県内建設業者

5. 事故発生状況

コンクリート打設のため、工事現場内の坂道となっている管理用道路にコンクリートミキサー車を停車し、サイドブレーキと作業用補助制動装置を作動させて、降車しようとしたところ、体の一部が制動装置の操作部に接触したことによって、制動機能が解除され、車両が無人で走行し、民地に転落。その際に、路側構造物を損傷した。

○物損 路側構造物

6. 事故原因

- ・コンクリートミキサー車を坂道に停車したため。
- ・運転手の不注意により制動機能が解除されたため。

7. 改善対策

- ・コンクリートミキサー車等の資材搬入車両は平坦で安全な場所を指定し、そこで作業させる。やむを得ず傾斜地で作業させる場合は、サイドブレーキを十分に引き、作業用補助制動装置を使用したうえで、タイヤに輪止めを設置させる。
- ・降車前の指差し呼称を徹底し、制動機能が解除されないよう十分注意して降車させる。
- ・資材搬入業者及び運転手に対し、工事現場内における上記2点の安全対策について周知及び指示を行う。
- ・作業開始前の安全ミーティング及びKY活動を徹底し、不注意・不安全行動を防止する。